

関係各位

特定非営利活動法人
福岡県ライフセービング協会
理事長 田原 幸佑

適格請求書等保存方式への当法人の対応について（通知）

「所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)」、「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)」、「消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)」及び「消費税法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年財務省令第18号)」の規定により、令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除制度に適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されることにより、当法人の運用を通知します。

記

1. 方針

- ① 1年間の課税売上高が1,000万円未満の限り、当面の間「免税事業者」を継続すること。
- ② 前①により、当法人による「適格請求書(いわゆるインボイス)」は発行できないものであること。
- ③ 買い手取引先から「仕入税額控除」に関する要望や問い合わせがあった際は、消費税額を差し引いて請求すること。
- ④ 売り手取引先から「消費税課税」の取引で、消費税額を差し引いて請求された場合は、消費税課税分を請求すること。

2. その他

- ① 前1.③により、消費税額を差し引いて請求する際は、軽減税率や非課税、不課税、免税に留意して消費税額を算出すること。
- ② 帳簿書類等の保存方法は、「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規則の運用について(令和3年12月25日第2021-012号)」によること。

以上